## 令和元年度恩納村観光プロモーション動画(多言語)作成事業

# 恩納村観光プロモーション動画(多言語)作成 委託業務企画コンペ応募要項

## 1. 趣旨

一般社団法人恩納村観光協会(以下、「恩納村観光協会」という。)が、恩納村の観光情報、文化、歴史等を主としたプロモーションイメージ動画を制作し、恩納村の魅力を紹介・発信することにより来訪意欲を喚起し、観光誘客と販路拡大を図るとともに来村者への案内サービスの向上を図ることを目的にプロモーション動画を制作するための企画提案を募集する。

#### 2. 委託業務の概要

- (1)業務名:恩納村観光プロモーション動画(多言語キャプション)作成
- (2) 委託期間:契約締結の日から令和元年11月29日(金)まで
- (3) 委託内容:プロモーション動画(多言語)制作
- (4) 委託金額:3,711,950円(消費税及び地方消費税含む) ※記載金額は、企画提案のための上限金額であり、契約金額ではない。

# 3. 応募資格

参加資格は次の要件すべてを満たす企業とする。コンソーシアムの場合の 構成社も同様とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (3)役員が暴力団または暴力団員でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社を有していること
- (5)類似業務の実績を有していること

# 4. 応募手続き

(1) 応募申請書および申込期限 令和元年 5 月 31 日(金)午後 5 時までに所定の様式(様式1)にて E-mailで提出すること。Mail: taiken@onnabi.or.jp

#### (2) 質問

質問は令和元年6月7日(金)までに所定の様式(様式2)に記載し、E-mail のみで送信すること。Mail: <u>taiken@onnabi.or.jp</u>

- (3) 回答は令和元年 6月 12日 (水) までに全企画参加社の担当者へ BCC 送信する。
- 5. 応募書類の提出方法及び提出期限

提出期限:令和元年6月26日(水)12:00(厳守のこと) 提出方法は、本要項に定めるすべての書類を持参するものとする。 提出先は次の通り。

## 【提出先】

住所:沖縄県国頭郡恩納村字恩納 5973 番地 恩納村ふれあい体験学習センター内 恩納村観光協会事務所

#### 6. 業者決定及び結果通知

業者決定については、所定の審査を経て選定し、その結果を令和元年 7月3日(水)までに該当業者のみへ連絡する。なお、審査の内容・経過等 に関する質問は受け付けない。

# 7. 審查基準

企画提案書の内容、見積金額など総合的な見地から審査する。

- (1) 企画提案の内容及び実現性
- (2) 実施体制及びスケジュール
- (3)類似業務実施の実績
- (4) 見積価格の内容

### 8. 応募書類

- (1) 企画提案書
  - ①内容は、別紙特記仕様書に基づくものであること。
  - ②提出部数5部
  - ③コンソーシアムなど構成企業がある場合は、すべての企業の会社概要・ 事業実績を記すること。
  - ④業務実施体制図については、当該業務に従事する担当者名、担当業務・ 構成企業がある場合は各社の業務分担を記すこと。
  - ⑤規格は A-4 サイズ両面印刷 10 ページ以内。横置き・長辺綴じ。 (文字は 12 ポイント) (会社概要・事業実績も含む)
  - ⑥見積書は総括表に内訳書を添付すること。
  - ⑦見積書記載金額の単位は円とし、合計金額は消費税を含ますこと。

#### 9. その他

- (1) 応募書類の作成に要する経費は応募者負担とする。
- (2) 虚為記載の書類は応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後の訂正は認めない。
- (4)提出された応募書類は返却しない。

#### 10. 著作権及び使用権は次の通りとする。

- (1) 成果物の所有権、著作権、使用権などの諸権利は、恩納村観光協会に帰属する。
- (2) 本事業にて撮影した動画の所有権、著作権、使用権などの諸権利は、恩納村観光協会に帰属する。
- (3) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (4) 本業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触する ものについては、受託者の費用をもって処理する。